

国富町公告第 8 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により令和 8 年 3 月 2 日付け国富町公告第 2 号で公告した国富町農業振興地域整備計画を、同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて次により縦覧する。

なお、当町の住民は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について町に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から令和 8 年 10 月 20 日までの間に町に対しこれを申し出ることができる。

令和 8 年 9 月 4 日

国富町長 日 高 利 夫



- 1 国富町農業振興地域整備計画の案の縦覧期間及び意見書の提出期間
自 令和 8 年 9 月 4 日
至 令和 8 年 10 月 5 日
- 2 国富町農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
国富町役場 農地整備課
国富町ホームページ
(http://www.town.kunitomi.miyazaki.jp/main/section_guide/nouchi/)
- 3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の取扱いについて
別紙要領のとおり